

# 戦国大名大友氏の「方分」について

— 他国支配機構に関する基礎的研究 —

## 八木直樹

### はじめに

本稿の目的は、戦国大名大友氏の領域支配の実態と構造を明らかにする前提作業として、戦国期大友氏独特の領域支配機構の一つとされる「方分」<sup>(1)</sup>の機能と実態を明確にすることにある。

周知のように、大友氏は鎌倉期以来守護・守護大名を経て戦国大名への転化を遂げた全国でも稀有の大名である。本稿で検討するのは、戦国大名段階の大友氏であるが、当該期の大友氏が前代の守護・守護大名段階と大きく異なるのは、本国豊後国から他国へとその領国を拡大した点であろう。そのため鎌倉期以来一貫して守護として着実に支配を確立してきたまさに本国ともいうべき豊後国と、戦国期になり新たに領国に組み込まれた他国とではその支配体制は大きく異なっている。

戦国期の大友氏に関する研究は枚挙にいとまがないが、大友氏の領域支配体制について体系的に論じた外山幹夫氏は、本国豊後国では「政所」という郷庄単位に設置された地域支配機構を通じて支配する「政所支配体制」を基本に「方分」・「檢使」<sup>(2)</sup>を通じた「密度の高い支配」であったとする。それに対し、他国では守護代—郡代<sup>(3)</sup>を通じた支配体制から、戦国期に入ると「方分」—「檢使」を通じた支配へと移行したとする。また肥後国玉名郡閑城、豊前国宇佐郡妙見岳城、筑前国立花城など軍

事上の要地には、大友氏の年寄クラスの重臣が「城督」として現地に派遣されている。<sup>(4)</sup>こうした大友氏の地域支配機構のなかでも、本稿にて検討する「方分」は、恒常的な他国支配機構として特に重要な役割を担つていたと位置づけられている。にもかかわらず、地域支配機構に関する従来の大友氏研究では、主に本国の支配機構である「政所」を扱つた論考に比して、他国支配機構である「方分」に関する研究は活況であるとは言い難い状況にある。

その「方分」とは、外山幹夫氏によれば大友氏の政権中枢は数名の年寄からなり、年寄のなかから本国豊後国では郡単位、他の国々では国単位に設置された年寄による方面別担当制とされ、担当地域において方分は①「公事沙汰」・「欠地」等の公務一般の処理、欠所地の処分等を主要な内容とする行政権、②司法・警察権、③軍事指揮権を持つとされる。<sup>(5)</sup>また、他国における方分は系譜的には室町期における守護代を継承したものと位置づけられている。

領域支配機構である「方分」の最大の特徴は、大友政権中枢の最上位にある年寄が、おのとの特定地域を分担して地域支配にあたつているという点であろう。年寄は、本来的には常に政権中枢である豊後府内にあり領国経営にあたるべき存在であるが、その年寄が方分として担当地域である現地へと赴任したのかどうかについてはいまだ定まつた見解がない。<sup>(6)</sup>

そこで本稿では、特に政権中枢の最上位にある年寄が方分として領域支配にあたつている実態とその意義を明確にすることにより、大友氏の領域支配の特質に迫りたいと考える。その際に、方分が恒常的な他国支配機構であるという点を重視しつつ、本国に比して研究史の蓄積が薄い大友氏の他国支配の解明へとつながるように注意を払いながら、方分の再検討をしたい。

## 註

(1) 外山幹夫『大名領国形成過程の研究』(本論第一編第四章、雄山閣出版、一九八三年)。

(2) 「檢使」とは、政所・方分支配体制に対する監察・補充機関として特定の单一の命令を帯びて臨時的に大友氏から直接派遣される領域支配の臨時機構である(前掲外山『大名領国形成過程の研究』)。

(3) 郡代の研究は乏しいが、筑後国三潴郡代であつた田原親資について検討した、木村忠夫「田原親資考—戦国大友氏の支配制度の一考察—」

(『歴史論』三号、一九六五年)を参照。

(4) 「城督」については、豊前国妙見岳城督田原紹忍に関する、木村忠夫氏の一連の論考「田原紹忍の軍事力(一・二・三)」(『九州史学』

二七・二九・三二号、一九六四・五年)を参照。

(5) 「政所」に関して検討した論考を含む戦国期大友氏研究の最新の成果が三重野誠『大名領国支配の構造』(校倉書房、二〇〇三年)である

が、三重野氏は地域支配機構に関しては本国における「政所」・「檢使」の機能と変遷を明らかにしているだけであり、他国支配機構である「方分」については全く言及していない。

(6) 芥川龍男『豊後大友氏』(新人物往来社、一九七二年)は、他国である肥後国においても郡単位での方分の設置がみられるとしている。

(7) 橋本操六「大友氏の領国支配機構—方分の再検討—」(『日本歴史』四七四号、一九八七年)は、方分の権限として他に管内への周知、修礼事項の披露等を挙げているが、方分がその機能を持つ根拠となる具体的な史料の提示は行なっていない。

(8) 外山幹夫氏は、年寄のうち極少数の者が方分に任じられており、方分は政権中枢である豊後府内にある場合と、担当地域に赴いている場合があるとしているが、この点に関して堀本一繁「戦国期博多の防衛施設について」「房州堀」考)(『研究紀要』(福岡市博物館)第七号、一九九七年)は、領国中枢にある年寄と現地に赴任する城督・郡代等とを峻別すべきであると指摘している。

## 第一章 他国における方分の確定

### 第一節 先行研究における方分の推定

方分が、政権最上位にある現役の年寄から任命されるものであることは、先行研究にて一致した見解である。<sup>(1)</sup> そして豊後本國では郡単位、他の国々では国単位(あるいは郡単位という説も)に設置されたとされ、現在までに方分に推定されている人物

は多数に及ぶ。そこで先行研究にて方分に推定されている人物を外山幹夫氏<sup>(2)</sup>、福川一徳氏<sup>(3)</sup>、橋本操六氏<sup>(4)</sup>、西村圭子氏<sup>(5)</sup>の仕事によりその一覧を示すと次のようになる。

豊後国東郡 吉岡長増・※田原親宏・※柴田礼能・田原親家(外山)、大神親照・雄城治景(福川)、市河親清(橋本)  
豊後国大分郡 ※吉弘鑑久(外山)

豊後国大野郡 ※木上長秀(外山)

豊後国直入郡 浦上宗鉄(外山)、木上長秀(福川)

豊後国玖珠郡 山下長就・吉弘鑑理・吉弘鎮信・田北鑑生・朽網宗歷・※田原親家・斎藤道榮(外山)、※小原右並・田北

親員・白杵鑑速(福川)、朽網親滿(橋本)

豊後国日田郡 朽網宗歷(外山)

豊後国海部郡 佐伯惟教(外山)、※白杵鎮理(福川)

豊後国速見郡 ※小原右並(福川)、大神親照(橋本)

筑後国 本庄右述・入田親廉・志賀伊勢入道・田北鑑生・豊饒永源・戸次鑑連・田原親賢・田原親家・志賀親守・浦上宗

鉄・葛西周防入道・朽網宗歷(外山)、白杵長景・※一万田鑑実(福川)

肥後国 坂折秀家・小原鑑元・戸次鑑連・吉弘鑑理・白杵鑑速・志賀親守・木上宗閑(外山)、朽網親滿・入田親廉・※佐

伯惟教・志賀親度(福川)

肥前国 白杵鑑速・田原親賢(外山)、吉弘鑑理(福川)

筑前国 田北親員・白杵鑑速・吉弘鑑理・戸次鑑連・高橋紹運(外山)、田北鑑生(福川)、※得永親宣(橋本)、白杵鑑統・

田原親賢(西村) 木上長秀・白杵長景・吉岡長増・吉弘鑑理・田原親賢・田原親宏(外山)

豊前国 木上長秀・白杵長景・吉岡長増・吉弘鑑理・田原親賢・田原親宏(外山)

方分と推定されている人物は多数いるが、なかには推定の根拠を示されていない場合も多い。<sup>(6)</sup> また方分であることの前提条件である現役の年寄であるという条件を満たしていない人物も含まれている。このように方分と推定される人物は、研究者により大きく相違があることは一見して明らかであろうが、その抽出方法は次の外山幹夫氏、芥川龍男氏の提唱する方法に拠つているものと思われる。

まず外山氏は、大友氏当主発給文書の文末にある文言「猶何某可申候」の「何某」が年寄であることが確認できる場合、その人物が関係地域の方分であるという方法を提唱している。次に芥川氏は、大友氏年寄連署状の署判位置から方分を確定するという古文書学的抽出方法を提唱しており、年寄連署状の日下署判者（連署者中の筆頭に署判している人物）を方分に推定している。<sup>(7)</sup> しかし、この芥川氏の提唱する方法は、当主義鎮（宗麟）代になると不十分であるとする指摘が木村忠夫氏によりなされている。<sup>(8)</sup>

このように、方分研究はいまだ基礎的作業すら不十分な状況にあり、また方分の就任・在任期間・変遷などについてはまったく明らかにされていないのが現状である。そこで、他国支配機構である方分の機能と実態を明らかにするためには、その前提出業としてまずは方分の確定から再検討する必要があるだろう。次節では他国における方分を確定することにしよう。

## 第二節 方分の条件と確定

ここでは方分の職務に関する唯一の記載がみられる「当家筆法之抄条々」<sup>(10)</sup>を検討することから始めたい。この条々の中には方分に関する記述が何箇所があるが、その三二条には、

年頭御祝儀者二月、三月ニ被申上候、御父子様、同御簾中様、以上四通にて候、是ニ無子細 為今年祝儀太刀一腰并何々送給候、祝著候、猶何ノ何かし可申候、恐々、二字書モアリ、ノヨリ御懸之儀祝著など、御座候、平人ノハ、為改年之

儀何々給候、又ハ到来悦喜、悦入など候て、恐々謹言と御座候、八朔、歳暮、御書准之、  
とあり、家臣団から「年頭御祝儀」の進物が到来した際に大友氏当主が発給する礼状の書式が載せられており、その礼状の添  
状発給者である「何ノ何かし」が「時方分宿老」＝方分なのである。そしてこの礼状の発給は「年頭御祝儀」に限らず「八朔」  
「歳暮」の場合も同様であることが記されている。またこの三二条と同様の内容は、同三〇条にも載せられており、そこにも  
「年頭」「八朔」「歳暮」の進物が「御分国」中より到来した際に当主が発給する礼状の添状発給者を「時ノ方分」が務めて  
いたことが記されている。つまり、「年頭」「八朔」「歳暮」の進物が到来した際に大友氏当主が発給する礼状の添状発給者  
で年寄である人物を、その地域担当の方分とみなすことは問題がないといえるだろう。このような年頭・八朔・歳暮の進物が  
分国中から到来した際に大友氏当主が発給した礼状を蒐集し、一覽としたものが【表①】である。

【表①】からは、まず当主発給の礼状の添状発給者が記されている場合と記されていない場合とがあることが読み取れよう。  
注目すべきは、他国に宛てたものにはそのほとんどに添状発給者（それはほぼ年寄によって占められる）が明記されているのに  
対し、添状発給者が記されていないものは本国豊後国内に宛てたものに集中している。そして本国に宛てた礼状には、年寄で  
ない人物が添状発給者を務めていることも多數確認できる。さらにこのような年頭・八朔・歳暮の礼状に添状が付されるのが、  
当主義鑑代の肥後・筑後国に宛てた入田丹後守親廉からであることは注意する必要があろう。

この【表①】から、本国豊後国と他国とでは方分のあり方が違うものであつたことが推測できるだろう。渡辺澄夫氏は先に  
挙げた先行研究における方分の推定状況から、本国では郡によつて方分の差が歴然たるものがあることから、それが整備さ  
れた恒常的な機関であつたか疑わしいと疑問を呈されているが、【表①】からはまさにその渡辺氏の疑問を裏付ける成果を得  
たといえるだろう。さらに本国豊後国について、郡ごとに添状発給者が明記されている礼状の発給状況をみていくと、玖珠郡  
一六点（うち古後の家の家文書に残されたものが一一点）、大分郡と海部郡が各四点ずつ、速見郡が二点、大野郡が一点であり、  
国東・日田・直入郡に関しては全く見られないという結果となり、本国における方分の恒常性・普遍性への疑問はさらに確証

【表①】大友氏当主整給年譜・八朔・歳暮祝儀礼状一覧

番号	年	月	日	當	壬	宿	所	名	日	品	物	歳掛賀給者	地	城	出	典	冊
1	年未	諏8	-1	政親	岐部太郎殿	八朔祝儀	太刀一柄	豐後日東	岐部	御福大	12 - 356						
2	年未	諏8	-1	政親	田尻藏人佐助	八朔祝儀	太刀一柄	田尻	御福大	12 - 357							
3	年未	諏8	-1	政親	大久保藏人左近	歲暮祝儀	太刀一柄	豊後大野	大久保 4	大分	13 - 357						
4	年未	諏8	-1	政親	加藤藏人佐助	歲暮祝儀	太刀一柄	河原	御福大	13 - 341							
5	(明応8年7)	12	-15	親治	天瀬瀬瀬盛院	歲暮祝儀	太刀一柄	河原	御福大	13 - 371							
6	年未	諏8	-1	親治	由原官筋	歲暮祝儀	太刀一柄	御福大	御福大	13 - 369							
7	年未	諏8	-1	親治	岐部太郎殿	八朔祝儀	太刀一柄	南呂之祝儀	南呂之祝儀	御福大	14 - 2						
8	年未	諏8	-1	親治	岐部太郎助	八朔祝儀	太刀一柄	南呂之祝儀	南呂之祝儀	御福大	14 - 3						
9	年未	諏8	-1	親治	岐部木工助	八朔祝儀	太刀一柄	南呂之祝儀	南呂之祝儀	御福大	14 - 85						
10	年未	諏8	-1	親治	岐部源太郎助	八朔祝儀	太刀一柄	南呂之祝儀	南呂之祝儀	御福大	14 - 186						
11	年未	諏8	-1	親治	岐部源太郎助	八朔祝儀	太刀一柄	南呂之祝儀	南呂之祝儀	御福大	14 - 188						
12	年未	諏8	-1	親治	岐部又太郎助	八朔祝儀	太刀一柄	南呂之祝儀	南呂之祝儀	御福大	14 - 189						
13	年未	諏8	-1	義長	岐部源太郎助	八朔祝儀	太刀一柄、切綱五	口	豊後日東	岐部	『御福大』 14 - 190						
14	年未	諏8	-1	義長	岐部源太郎助	八朔祝儀	太刀一柄、千綱	豊後日東	岐部	『御福大』 14 - 191							
15	年未	諏8	-1	義長	岐部源太郎助	八朔祝儀	太刀一柄、切綱	豊後日東	岐部	『御福大』 14 - 283							
16	年未	諏8	-1	義長	岐部源太郎助	八朔祝儀	太刀一柄、千綱	豊後日東	岐部	『御福大』 14 - 288							
17	年未	諏8	-1	義長	岐部源太郎助	八朔祝儀	太刀一柄、千綱	豊後日東	岐部	『御福大』 14 - 297							
18	年未	諏8	-1	義長	岐部源太郎助	八朔祝儀	太刀一柄、千綱	豊後日東	岐部	『御福大』 14 - 365							
19	(永正6年史)	義長	岐部源太郎助	八朔祝儀	太刀一柄、千綱	豊後日東	岐部	『御福大』 15 - 36									
20	年未	諏8	-1	義長	岐部木工助	八朔祝儀	太刀一柄、切綱	豊後日東	岐部	『御福大』 15 - 37							
21	年未	諏8	-1	義長	岐部木工助	八朔祝儀	太刀一柄、切金	豊後日東	岐部	『御福大』 15 - 38							
22	年未	諏8	-1	義長	岐部木工助	八朔祝儀	太刀一柄、切金	豊後日東	岐部	『御福大』 15 - 39							
23	年未	諏8	-1	義長	岐部木工助	八朔祝儀	太刀一柄、切金	豊後日東	岐部	『御福大』 15 - 387							
24	年未	諏8	-1	義長	岐部木工助	八朔祝儀	太刀一柄、切金	豊後日東	岐部	『御福大』 15 - 387							
25	年未	諏8	-1	義長	岐部源太郎助	八朔祝儀	太刀一柄、切金	豊後日東	岐部	『御福大』 15 - 423							
26	年未	諏8	-1	義長	岐部源太郎助	八朔祝儀	太刀一柄、切金	豊後日東	岐部	『御福大』 17 - 85							
27	(天文7年) 4	-28	義長	玉条殿	岐部源太郎助	八朔祝儀	太刀一柄、千綱	入田丹後守 (義長)	筑後	五条	『御福大』 17 - 160						
28	(天文7年) 4	-28	喜慶	五条殿	岐部源太郎助	八朔祝儀	太刀一柄、千綱	入田丹後守 (義長)	筑後	五条	『御福大』 1 - 6						
29	年未	諏8	-1	喜慶	岐部木工助	八朔祝儀	太刀一柄、切綱	豊後日東	岐部	『御福大』 17 - 395							
30	年未	諏8	-1	喜慶	岐部木工助	八朔祝儀	太刀一柄、切綱	豊後日東	岐部	『御福大』 17 - 396							
31	年未	諏8	-1	義長	岐部源太郎助	八朔祝儀	太刀一柄、切綱	豊後日東	岐部	『御福大』 17 - 397							
32	天文11年2	-23	義長	端田宮社家衆中	当年之儀	岐部源太郎助	太刀一柄、千綱	小原四郎左衛門 (義長)	筑後	『福岡』 9 - p 224							
33	年未	諏8	-1	義長	岐部源太郎助	八朔祝儀	太刀一柄、切綱	入田丹後守 (義長)	筑後	『福岡』 4 - p 114							
34	年未	諏8	-1	義長	岐部源太郎助	八朔祝儀	太刀一柄、切綱	入田丹後守 (義長)	筑後	『福岡』 4 - p 174							
35	年未	諏8	-1	義長	岐部源太郎助	八朔祝儀	太刀一柄、千綱	入田丹後守 (義長)	筑後	『福岡』 4 - p 180							
36	年未	諏8	-1	義長	岐部源太郎助	八朔祝儀	太刀一柄、千綱	入田丹後守 (義長)	筑後	『福岡』 4 - p 409							
37	年未	諏8	-1	義長	岐部源太郎助	八朔祝儀	太刀一柄、千綱	入田丹後守 (義長)	筑後	『福岡』 4 - p 488							

(写)

38 年未詳8・1	義鑑	古後太郎殿	八朔之儀	三種			豊後玖珠 大友家文書錄 〔事〕	『増編大』18-489
39 年未詳8・1	義鑑	野上民部丞殿	八朔之儀	兩種			豊後玖珠 大友家文書錄 〔事〕	『増編大』18-490
40 年未詳8・1	義鑑	田口和泉守殿	八朔之儀	三種			豊後大分 吉原八幡宮 〔事〕	『増編大』18-491
41 年未詳8・1	義鑑	中村惣正忠尊	南呂波義 白露之佳例	兩種			豊後大分 吉原八幡宮 〔事〕	『増編大』18-492
42 年未詳8・1	義鑑	中村惣正忠尊	八朔之儀	三種			豊後大分 吉原八幡宮 〔事〕	『増編大』18-493
43 年未詳8・1	義鑑	中村惣正忠尊	八朔之儀	兩種			豊後大分 吉原八幡宮 〔事〕	『増編大』18-494
44 年未詳8・1	義鑑	中村惣正忠尊	八朔之儀	兩種			豊後大分 吉原八幡宮 〔事〕	『増編大』18-495
45 年未詳8・1	義鑑	中村惣正忠尊	八朔之儀	兩種			豊後大分 吉原八幡宮 〔事〕	『増編大』18-496
46 年未詳8・1	義鑑	久保伊豆守暨	八朔之祝膳	太刀一櫻井西風			豊後大野八保 九保	『増編大』18-497
47 年未詳8・1	義鑑	久保伊豆守暨	南呂之儀	兩種			豊後大野八保 九保	『増編大』18-498
48 年未詳8・1	義鑑	鶴岡山延命院御同宿中	八朔之儀	兩種十帖 瑞十袋 觀守月経	入田丹後守（義鑑）	肥後	寿福寺	『増編大』18-499
49 年未詳8・1	義鑑	久保伊豆守暨	八朔之儀	兩種			豊後大野八保 久保	『増編大』18-500
50 年未詳8・1	義鑑	長野左衛門守暨	八朔之儀	兩種			豊後大野八保 久保	『増編大』18-501
51 年未詳8・1	義鑑	長野左衛門守暨	八朔之儀	兩種			豊後大野八保 久保	『増編大』18-502
52 年未詳12・15	義鑑	龍造寺民部太輔殿	穀莊之儀	端本國 丹祇自錄、同守 元	入田丹後守（義鑑）	肥後	寿福寺	『増編大』18-530
53 年未詳12・16	義鑑	延命院御同宿中	穀莊之所内	小原四郎左衛門尉（藍 元）	肥後	寿福寺	『増編大』18-532	『増編大』18-532
54 年未詳3・23	義鑑	称名寺	当年之儀	肥以下	小原四郎左衛門尉（藍 元）	肥前	附錄（亨）	『大宰府』14-p 391
55 年未詳8・1	義鑑	龍木右衛門守暨	八朔之儀	兩本	入田丹後守（義鑑）	肥前	荒木	『増編大』1-56
56 年未詳11・27	義鑑	口（五加）船寺	口（当年之儀）	兩本・中祇十帖 元	入田丹後守（義鑑）	肥前	佐藤寺	『増編大』1-60
57 年未詳2・26	義鑑	廣福寺	口（当年之儀）	弱一本・白麻十帖	入田丹後守（義鑑）	肥後	廣福寺	『宗続』1-61
58 年未詳3・6	義鑑	廣福寺	當年之儀	弱一本・日麻十	入田丹後守（義鑑）	肥後	廣福寺	『宗続』1-62
59 年未詳8・1	義鑑	岐部守暨	當年之慶事	太刀一體・脇萬則 大刀・腰・色	肥後	廣後國裏岐節	『宗続』1-63	『宗続』1-63
60 年未詳8・1	義鑑	岐部守暨	岐部守暨	大刀・腰・色	肥後	廣後國裏岐節	『宗續』1-64	『宗續』1-64
61 年未詳8・1	義鑑	岐部守暨	岐部守暨	大刀・腰・色	肥後	廣後國裏岐節	『宗續』1-65	『宗續』1-65
62 年未詳11・23	義鑑	延吉守暨	延吉守暨	太刀二 配拔开弱一本・中	入田丹後守（義鑑）	肥後	廣後國裏岐節	『宗續』1-67
63 (天文20年) 3・11	義鑑	云福寺	当年之儀	配拔开弱一本・中	志賀安房守（義鑑）	肥後	廣福寺	『宗続』1-196
64 (天文21年) 1・29	義鑑	久保伊豆守暨	改年の高麗	弱一本半厚背	肥後	高野山西生院	『宗続』1-200	『宗續』1-200
65 (天文21年) 8・1	義鑑	久保伊豆守暨	八朔之儀	太刀一體・脇萬則 大刀・腰・色	肥後	高野山西生院	『宗續』1-200	『宗續』1-200
66 (天文21年) 8・1	義鑑	久保伊豆守暨	八朔之儀	太刀一體・脇萬則 大刀・腰・色	肥後	高野山西生院	『宗續』1-201	『宗續』1-201
67 (天文21年) 8・1	義鑑	久保伊豆守暨	八朔之儀	太刀一體・脇萬則 大刀・腰・色	肥後	高野山西生院	『宗續』1-202	『宗續』1-202
68 (天文24年) 4・23	義鑑	西長門守殿	今年之儀	弱一折	吉弘左近大夫（達里）	肥後	大友家文書錄 〔事〕	『宗続』2-360
69 (天文24年) 8・1	義鑑	功應寺守暨	八朔之儀	三種	肥後	大友家文書錄 〔事〕	『宗續』2-367	『宗續』2-367
70 (天文24年) 8・1	義鑑	平井忠韶少輔殿	南呂之儀	大刀・腰	吉弘左近大夫（達里）	肥後	大友家文書錄 〔事〕	『宗續』2-368
71 (天文24年) 8・1	義鑑	常木彌後守暨	南呂之儀	弱一本	吉弘左近大夫（達里）	肥後	大友家文書錄 〔事〕	『宗續』2-369

72	(弘治2年) 4・5	長曾	惟則文・計中	今年之儀	権右衛門文	小原道江入道(靈元)	涼山	備田神社	宗殿 2-387
73	(弘治2年) 12・22	高曾	千葉殿	中林之儀	中林活心	田北太和守(靈生)	筑後	五条	宗殿 2-428
74	(弘治3年) 8・1	義興	古手子代松慶	八朝之儀	八朝活心	田北太和守(靈生)	筑後	五条	宗殿 2-485
75	(弘治3年) 8・1	義興	久保中務秀成	三備	田北太和守(靈生)	豐後筑紫	古後	宗殿 2-486	
76	(弘治3年) 8・1	義興	八朝之儀	太刀一腰	太刀一腰	豊後筑紫	久保	宗殿 2-487	
77	(永祿元年) 5・11	義興	田村三郎慶	太刀一腰一備	太刀一腰一備	豊後筑紫	久保	宗殿 2-487	
78	(永祿元年) 12・22	義興	田村三郎慶	太刀一腰一備	吉川左近大夫(靈現)	筑前	太宰府天満宮	宗殿 2-543	
79	(永祿2年) 4・4	義興	五条殿	恭教益廿	吉川左近大夫(靈現)	筑前	太宰府天満宮	宗殿 2-570	
80	(永祿2年) 5・3	義興	大島居藏	今之儀	太刀一腰・中砥五	田北大和守(靈生)	筑前	五条	『宗殿』2-574
81	(永祿2年) 6・19	義興	大島居藏	今年之儀	折扇之卷數扇子	田北大和守(靈生)	筑前	大島居	『宗殿』2-581
82	(永祿2年) 8・1	義興	佐田伸正忠殿	句通疎以張行堯	一本・義興五十簇	田北大和守(靈生)	筑前	大島居	『宗殿』2-582
83	(永祿3年) 2・19	義興	天國寺大島居殿	八朝祝賀	太刀一腰・馬一足	吉四郎前守(漫場)	豊前	佐田	『宗殿』2-589
84	年未詳	義興	功徳院初寺湖間宿中	為今年之祈福	神前干枝御供	豊前	田北大和守(靈生)	筑前	『宗殿』2-642
85	年未詳	義興	石田伸正忠殿	二色	吉原安房守(靈守)	肥後	別心寺	宗殿 2-739	
86	年未詳	義興	田村三郎慶	太刀一腰井四種	吉原安房守(靈守)	肥後	別心寺	宗殿 2-740	
87	年未詳	義興	高野山上國院	太刀一腰・扇廿本	吉原安房守(靈守)	肥後	右田	宗殿 2-741	
88	年未詳	義興	功徳院初寺賀法印御同宿中	今年之祝	吉原安房守(靈守)	肥後	田村	大友家文書錄	『宗殿』2-764
89	年未詳	義興	功徳院初寺御同宿中	当年之膳	丹波之巻廿二番井口	吉原安房守(靈守)	肥後	池辺寺(写)	『宗殿』2-765
90	年未詳	義興	智積	智積	子忠本・中折廿點	吉原安房守(靈守)	肥後	池辺寺(写)	『宗殿』2-771
91	年未詳	義興	智積	八朔之祝	太刀一腰	肥後	毛利家文庫語錄	『宗殿』5-特補6	
92	年未詳	義興	大宮司殿	八朔之祝	太刀一腰	肥後	毛利家文庫語錄	『宗殿』5-特補7	
93	年未詳	義興	大宮司代	八朔之儀	太刀一腰	毛利家文庫語錄	『宗殿』5-特補8		
94	年未詳	義興	大宮司千代	八朔之儀	太刀一腰	毛利家文庫語錄	『宗殿』5-特補9		
95	年未詳	義興	宗麟	西長門守殿	中抵二十帖	志賀安房守(靈守)	豊後	正觀寺	『宗殿』3-823
96	年未詳	義興	宗麟	西長門守殿	今年之儀	白井新介	大友家文書錄	『宗殿』3-860	
97	年未詳	義興	宗麟	西長門守殿	今年祝儀	白井新介	大友家文書錄	『宗殿』3-861	
98	年未詳	宗麟	西長門守殿	年雨之祝儀	梅二・白馬一折	白井新介	大友家文書錄	『宗殿』3-862	
99	年未詳	宗麟	西長門守殿	新年祈福	宗麟井草廿袋	自井鑑中守(靈源)	(写)	『宗殿』3-862	
100	年未詳	宗麟	西長門守殿	今年祈福	吉原石近大夫(靈現)	豊前	求善望山	宗殿 3-975	
102	年未詳	宗麟	西長門守殿	古後齋四郎慶	吉原石近大夫(靈現)	豊前	大島居	宗殿 4-1170	
				八朔之儀	梅々	豊後	古後	宗殿 4-1203	
				三種	吉原石近大夫(靈現)	豊後	古後	宗殿 4-1204	
				古後	豊後	古後	古後	宗殿 4-1205	

103	(永承12年改) 8・1	長寿丸	五条殿	八朔之儀	大刀一腰・白幡五 十幅	戸次伯耆守(監視)	筑後	五条	『地縮大』22-432
104	年未詳8・1	景雲	荒木備後守殿	八朔之儀	三幡				『宗祇』4-1331
105	年未詳8・1	景雲	櫻苗守士麿殿	八朔之儀	大刀一腰・幡五面	自持邊守(監視)	肥前	荒木	『宗祇』4-1498
106	年未詳1・26	宗麟	田村三郎殿	今年祝儀	幡云・水原一折				『宗麟』4-1555
107	年未詳3・11	景雲	津村山盛守殿他8名	今年之儀	幡云五幅	合幡五幅	前上左原入道(監視)	筑後三清	『宗祇』4-1559
108	年未詳8・1	宗麟	田村千寿内殿	八朔之儀	大刀一腰・幡子廿	吉弘左近大夫(監視)		田村	『宗麟』4-1577
109	年未詳8・1	宗麟	田村三郎殿	八朔之祝儀	本太刀一腰・扇子廿	吉岡越前入道(宗教)		田村	『宗麟』4-1578
110	年未詳8・1	宗麟	田村三郎入道殿	八朔之祝儀	本刀一腰半一幡	吉弘左近大夫(監視)		田村	『宗麟』4-1579
111	年未詳11・26	景雲	田原中務人袖殿	歲暮祝儀	幡子一折	戸次伯耆守(監視)	筑後	田原	『宗麟』4-1608
	112	年未詳11・27	景雲	米澤山家徒中	改年祈福	幡子一枝・茶廿袋	日伴少輔太輔	米澤山	『宗麟』4-1608
113	(天正元年改) 8・1	景雲	古後五石斎門守殿	八朔之儀	三幡	吉岡越前守(監視)	豐後秋保	古後	『地縮大』23-195
114	(天正元年改) 8・1	景雲	古後兵石斎門守殿	八朔之儀	三幡	吉岡越前守(監視)	豐後秋保	古後	『地縮大』23-215
115	年未詳8・1	景雲	平井惟正忠殿	八朔之儀	三幡	吉岡越前守(監視)	豐後秋保	古後	『地縮大』23-218
116	(天正元年) 12・22	義親	天満宮大鳥居殿	岁暮祈福	本・幡織一端・大	田原近江守(觀賈)	筑前	太宰府天満宮	『大宰府』15-p 362
117	(天正元年) 12・28	景雲	櫻苗守十輪殿	歲暮祝儀	幡子一折	吉井邊中守(監視)	肥前	櫻苗	『地縮大』23-233
118	(天正2年改) 8・1	義親	田村三郎殿	八朔祝儀	大刀一腰半五明	佐伯伊弉介(雜職)		大友家文書	『地縮大』23-267
119	(天正2年改) 8・1	義親	吉後兵石斎門守殿	八朔之儀	三幡	前上左原入道(宗祇)	豊後秋保	古後	『地縮大』23-288
120	年未詳8・1	景雲	古後兵石斎門守殿	八朔之儀	三幡	折井河守(監視)	豊後秋保	古後	『地縮大』23-338
121	年未詳8・1	景雲	小代殿	白幡之志兆	大刀一腰・馬一匹	吉井邊中守(監視)	肥後	小代(家)	『地縮大』23-340
122	年未詳8・1	景雲	小代殿	白幡祝儀	大刀一腰・馬一匹	吉井邊中守(監視)	肥後	小代(家)	『地縮大』23-341
123	年未詳1・13	宗麟	飯田中務太輔殿	今年祝儀	雁一折	白井越中守(監視)	肥前	櫻苗家所云文書	『宗麟』5-1610
124	年未詳2・28	景雲	小河中務少輔殿	今年之儀	雁月一折	田原近江守(監視)	筑後	新屋小川	『宗麟』5-1613
125	年未詳3・27	宗麟	蒲池郡解由使殿	今年祝儀	大刀二腰半一幡	田原近江守(監視)	筑後	蒲池	『宗麟』5-1620
126	年未詳6・11	宗麟	久	今年祝儀	大刀一腰半・幡織一	由原近江守(監視)			『宗麟』5-1629
127	(天正3年) 12・24	宗麟	天高弓削守大原臣殿	櫻舟折御	幡歌一枝・如意幡	田原近江守(監視)	筑前	太宰府天満宮	『大宰府』15-p 379
128	(天正3年) 12・26	宗麟	眞光寺壽元法印御同宿中	櫻舟折御	幡歌一枝・梅子一	白井少輔太郎	豊後鬼見	眞光寺	『宗麟』5-1651
129	(天正3年) 12・28	景雲	眞光寺壽元法印御同宿中	櫻舟折御	幡歌一枝・如意幡	日伴少輔太郎	豊後鬼見	眞光寺	『地縮大』23-362
130	年未詳3・25	景雲	高田組大祭司	卷数	下著一幡	卷多大膳大夫(監視)	筑後	綱山	『地縮大』23-406
131	年未詳8・1	景雲	高田組大祭司	八朔之儀	折井三幡守(監視)	折井家	豊後鬼見	綱山	『地縮大』23-477
132	年未詳8・1	景雲	古後兵石斎門守殿	八朔之儀	未十数・幡色张、	折井三幡入道(宗服)	豊後秋保	古後	『地縮大』23-478
133	年未詳12・23	景雲	櫻苗守中務太輔殿	歲暮祝儀	幡子一折	田原近江入道(監視)	肥前	櫻苗	『地縮大』23-518

1341年(永治1・11)	守護	賀来社大宮司殿	改牛折身	谷敷・五種	田北兵庫入道	豐後大分	七利家文庫語林	『吉國』5-1681
1351年(承暦8・11)	宗麟	賀来社大宮司	八朔之儀	太刀一體	奈多大膳大夫(佐基)	豐後大分 (弓)	長利家文庫語錄	『宗麟』5-1694
1361年(承暦12・25)	宗麟	賀来社大宮司殿	穢祭之折身	參數	太刀一腰、深頭一	豊後大分 (弓)	毛利家文庫語錄	『宗麟』5-1703
1371年(承暦3・13)	三井義	相良城	今年祝儀	今年祝儀	去年十二尺	豊後大分 (弓)	『増福大』24-19	
1381年(天正6年)3・25	三井義	大膳留宮落入道院	今年之儀	去年折身	志賀安房入道(津國)	肥後	相良	『天正』5-712
1391年(承暦4・24)	義親	大膳留宮落入道院	今年折身	去年折身	志賀安房入道(津國)	肥後大分 (弓)	太宰府天滿宮	『天正』5-712
1401年(承暦8・1)	義親	佐田源正忠殿	去年折身	去年折身	志賀安房入道(津國)	筑前	太宰府天滿宮	『天正』5-712
1411年(天正6年)5・14	三井義	九郎次留守大島居殿	今年折身	今年折身	志賀安房入道(津國)	肥前	佐田	『増福大』21-92
1421年(天正6年)6・29	三井義	伊佐所七角殿	今年祝儀	今年祝儀	志賀安房入道(津國)	筑前	大角源	『天正』5-712
1431年(天正9年)8・1	三井義	荒木信人(御)高麗	改年之儀	改年之儀	志賀安房入道(津國)	肥後	日田	『天正』5-184
1441年(天正9年)8・1	義親	萬勝寺寺町助殿	三種	三種	萬勝寺寺町助殿	肥後	大	『天正』5-1892
1451年(天正8・9年)8・1	義親	元朝使臣助殿	八朔之儀	吉良親中入道	萬勝寺寺町助殿	肥後	大	『天正』5-194
1461年(承暦8・1)	義親	元朝使臣助殿	八朔之儀	吉良親中入道	萬勝寺寺町助殿	肥前	元氣(弓)	『增福大』23-195
1471年(承暦3・11)	義親	音海三河守殿外名	萬年之儀	萬年之儀	音海三河守殿外名	筑後	三浦	『增福大』23-356
1481年(承暦4・10・4)8・1	義親	荒木信石(御)時慶	今年之儀	今年之儀	荒木信石(御)時慶	筑後	荒木	『増福大』23-382
1491年(承暦4・10・4)8・1	義親	古後兵右衛門助殿	高弓之儀	高弓之儀	古後兵右衛門助殿	肥後	兵庫	『増福大』23-456
1501年(承暦5・1)	守護	唐村山城守愛助名	今年之儀	中紙帖	唐村山城守愛助名	肥後	兵庫	『天正』5-1829
1511年(承暦3・11)	義親	唐村山城守愛助名	今年之儀	合善五十見	唐村山城守愛助名	筑後	三浦	『増福大』5-1829
1521年(天正2年)11・12	義親	鷹狩大膳房殿	歲暮折身	歲暮折身	鷹狩大膳房(御通)	筑前	太宰府天滿宮	『天正』5-152
1531年(天正1・5・9・4)8・1	義親	萬勝寺寺町助入道院	八朔之儀	三種	萬勝寺寺町助入道(御通)	筑前	太宰府天滿宮	『天正』5-152
1541年(天正4年)10・12	義親	元朝使臣助大島居殿	皆年折身	皆年折身	元朝使臣助大島居殿(御)	筑前	太宰府天滿宮	『天正』5-152
1551年(天正5年)1・2	守護宗國	小田原左京亮助進之候	今年之儀	千鶴	小田原左京亮助進之候	筑前	太宰府天滿宮	『天正』5-152
1561年(天正5年)8・1	義親	魚藤宮内少輔殿	八朔之儀	太刀一腰、青衫	魚藤宮内少輔殿	肥後	秋津	『増福大』27-585
1571年(天正5年)8・1	義親	火	八朔之儀	本腰子(御)	魚藤宮内少輔殿	肥後	秋津	『増福大』27-585
1581年(天正5年)8・1	義親	蘿原助助殿	八朔之儀	頭繩	蘿原助助殿	肥後	秋津	『増福大』27-585
1591年(天正5年)8・1	義親	五条守	八朔之儀	一腰芦三面	蘿原助助殿	肥後	秋津	『増福大』27-585
1601年(天正5年)8・1	義親	古後兵(御)御門守殿	義親	義親	古後兵(御)御門守殿	肥後	秋津	『増福大』27-585
1611年(承暦2・15)	義親	西大膳正助	義親	三種	西大膳正助	肥後	秋津	『増福大』27-585
1621年(承暦2・18)	吉親	五条守	吉親	吉親	吉親	肥後	秋津	『増福大』27-585
1631年(天正19年)8・1	吉親	津五右衛門助殿	八朔之儀	兩種	津五右衛門助殿	肥後	秋津	『天正』5-200
1641年(天正19年)8・1	吉親	魚藤宮内少輔殿	八朔之儀	太刀一腰、頭繩	魚藤宮内少輔殿	肥後	秋津	『天正』5-200

165 (天正19年秋) 8・1 吉統 小田原勝吉殿	八朔之祝儀 大刀一腰 <small>(写)</small>	大友家文書類	『増編大』28-207
166 (天正19年夏) 8・1 吉統 小田原又左衛門別殿	八朔之祝儀 太刀一腰	大友家文書類	『増編大』28-208
167 (天正19年秋) 8・1 吉統 斎藤三左衛門別殿	八朔之祝儀 大刀一腰 <small>(写)</small>	大友家文書類	『増編大』28-209
168 (天正19年秋) 8・1 吉統 斎藤右衛門別殿	八朔之祝儀 大刀一腰 <small>(馬一疋)</small>	大友家文書類	『増編大』28-210
169 (天正19年秋) 8・1 吉統 斎藤左衛門別殿	八朔之祝儀 大刀一腰 <small>(馬一疋)</small>	大友家文書類	『増編大』28-211
170 父 171 年末春8・1 吉統 大曾根寺	八朔之祝儀 大曾根寺入道	大友家文書類	『増編大』28-315
	八朔之祝儀 大曾根寺入道	大友家文書類	『大分』35-310

（注）本は、『増編大』＝『増補訂正編年大友史料』、『大分』＝『大分県史料』、『福岡』＝『福岡縣史資料』、『狂國』＝『狂國公領史料集成』、『熊本』＝『熊本縣史料』中世篇、『大宰府』＝『大宰府・太宰府・肥後國公領史料集成』、『西国』＝『西國武士團別系史料集』と略し、表記は参考一史料番号（ないし頁）とする。以下（表③）における引用についてもすべて同様である。なお添状発給者の太字は大友氏年寄である。

を得たといえるだろう。つまり、当主発給礼状（年頭・八朔・歳暮に限る）の添状発給者という観点からは、本国において方分が恒常的・普遍的に設置されていた形跡を窺うこと�이できないのである。

それでは他国においてはどのようであったのだろうか、特定の国に対する大友氏当主発給文書の添状発給者を検討してみると、他国においても郡単位に方分が設置されていたとする外山幹夫氏に対し、他国においても郡単位に方分が設置されていたとする芥川龍男氏が具体的に検討した肥後国について取り上げることにする。

肥後国に対して発給された大友氏当主発給文書の文末に「猶何某可申候」と「何某」が添状を発給する事が表記されていてある。また先ほど【表①】にて検討した礼状以外の当主発給文書も広く蒐集している。

この【表②】を概観してみると、ある特定時期の添状発給者はほぼ特定の人物により固定されていることが一目瞭然に理解できよう。ここで方分であることの条件である年寄だけを抜き出し列挙してみると、朽網兵庫頭（親満）、入田丹後守（親廉）、田北大和守（鑑生）、小原遠江守（鑑元）、志賀安房守（親守）、戸次伯耆守（鑑連）、吉弘左近大夫（鑑理）、白杵越中守（鑑速）、志賀安房守（親度）、志賀安房入道（道輝）、朽網宗歎となる。これらの人物のうち入田親廉と吉弘鑑理、白杵鑑速については、史料中に「方分」であることが明示されているので方分であると確定できる。次に朽網親満、田北鑑生、戸次鑑速、

【表②】肥後國關係大友氏当主発給文書添状対照表

番号	年月日	当主	発給文書	添状対照者	状況・感狀	部	出典	刊本
1	1年未詳9・1	親吉	小代宮内大輔殿	朽瀬兵庫頭(親瀬)	祝儀	玉名	小代	『増編大』13-162
2	2年未詳12・20	親治	阿蘇殿	春日七郎	賀事	阿蘇	阿蘇	『増編大』14-221
3	3年未詳12・23	義鑑	山西安寺	入田丹後守(親瀬)	歳暮之歲	玉名	山西安寺	『増編大』17-85
4	4年未詳7・16	義鑑	(名和)伯耆殿	入田丹後守(親瀬)	賀札	宇土	相良(写)	『増編大』17-225
5	(天文12年)2・26	義鑑	酒九郎殿	入田丹後守(親瀬)	肥後國御判頭	雀3		『熊本』4-p 174
6	6年未詳2・26	義鑑	酒九郎殿	入田丹後守(親瀬)	威祝儀	今年之儀	雀4	『熊本』4-p 174
7	(天文14年)9・16	義鑑	相良殿	入田丹後守(親瀬)	祝儀	相良	相良	『増編大』18-268
8	8年未詳8・22	義鑑	相良殿	朽瀬七郎	礼狀	相良	相良	『増編大』18-287
9	9年未詳2・16	義鑑	広福寺	入田丹後守(親瀬)	當年之儀	玉名	広福寺	『増編大』18-408
10	10年未詳2・26	義鑑	広福寺	入田丹後守(親瀬)	當年之儀	玉名	広福寺	『増編大』18-409
11	11年未詳1・27	義鑑	口(広福)福寺	入田丹後守(親瀬)	當年之儀	玉名	広福寺	『宗穂』1-60
12	12年未詳2・26	義鑑	広福寺	入田丹後守(親瀬)	口口之儀	玉名	広福寺	『宗穂』1-61
13	13年未詳3・6	義鑑	広福寺	入田丹後守(親瀬)	當年之儀	玉名	広福寺	『完穂』1-62
14	14年未詳12・23	義鑑	怒留湯出雲守殿	入田丹後守(親瀬)	歳暮之儀	怒留湯		『宗穂』1-67
15	15年未詳8・1	義鑑	野田山延命院御同宿	入田丹後守(親瀬)	八朔之儀	玉名	寿福寺	『増編大』18-499
16	16年未詳12・16	義鑑	延命院御同宿中	小原四郎左衛門尉(鑑元)	歳暮之祈禱	玉名	寿福寺	『増編大』18-532
17	17年未詳□・11	義鑑	新林延命院同宿中	小原四郎左衛門尉(鑑元)	祈禱	玉名	舊本氏所藏2	『熊本』3-p 290
18	(天文19年)4・26	義鑑	小代殿	(田尻)親種	玉名	小代	『宗穂』1-114	
19	(天文19年)5・15	義鑑	小代殿	(小原)鑑元	玉名	小代	『宗穂』1-146	
20	(天文19年)8・22	義鑑	小代殿	田北大和守(鑑生)	玉名	小代	『宗穂』1-179	
21	(天文19年)10・17	義鑑	功德池辺寺御同宿中	小原遠江守(鑑元)	卷数	飽田	池辺寺	『宗穂』1-189
22	(天文20年)3・11	義鑑	広福寺	志賀安房守(親守)	當年之儀	玉名	広福寺	『宗穂』1-196
23	(天文20年)8・6	義鑑	隈田甲斐守殿	志賀安房守(親守)	當年之儀	玉名	後編薩摩日記 益城) 雄錄卷二 (写)	『宗穂』1-206
24	(天文21年)7・22	義鑑	正觀寺	志賀安房守(親守)	祝儀	菊池	正觀寺	『宗穂』1-259
25	(天文21年)10・16	義鑑	小代殿	(小原)鑑元	玉名	小代	『宗穂』1-274	
26	(天文21年)12・12	義鑑	山西安寺	志賀安房守(親守)	其國諦謹祝儀	玉名	山西安寺	『宗穂』1-281
27	(天文23年)1・21	義鑑	正觀寺	志賀安房守(親守)	當春之祈禱	菊池	正觀寺	『宗穂』2-319
28	(天文23年)8・5	義鑑	相良殿	志賀安房守(親守)	相良	相良	『宗穂』2-331	

29	(天文24年) 8・1	義眞	功德池辺寺	志賀安房守(親守)	八朝之義	龜田	池辺寺	【宗麟】2-367
30	年未詳8・1	義眞	功徳池辺寺御同宿中	志賀安房守(親守)	八朝之御況義	龜田	池辺寺	【宗麟】2-739
31	年未詳12・19	義眞	功徳池辺寺少輔殿	志賀安房守(親守)	息之服祝儀	天草	志岐	【宗麟】2-753
32	年未詳5・17	義眞	御司宿中	志賀安房守(親守)	當年之儀	龜田	池辺寺(写)	『宗麟』2-765
33	年未詳8・1	義眞	功德池辺寺御同宿中	志賀安房守(親守)	八朝之義	龜田	池辺寺(写)	【宗麟】2-771
34	年未詳2・1	完麟	正觀寺	志賀安房守(親守)	今年祝儀	鷗池	正觀寺	【宗麟】3-823
35	年未詳12・22	宗麟	正觀寺	志賀安房守(親守)	祝儀	鷗池	正觀寺	【宗麟】3-1047
36	(永祿11年) 7・23	宗麟	大津山大炊助殿	戸次伯耆守(鑑道)	感狀	玉名	大津山	【宗麟】3-1081
37	(永祿12年) 5・14	宗麟	相良殿	吉弘左近大夫(鑑理)	就金足示預候	相良	相良	【宗麟】4-1158
38	年未詳8・9	宗麟	相良殿	志賀安房守	補札儀候	相良	相良	【宗麟】4-1208
39	(元萬元年) 6・1	完麟	小代殿	吉弘左近大夫(鑑理)	長壽元服祝儀	玉名	小代(写)	【宗麟】4-1351
40	年未詳8・1	義統	小代殿	白井越中守(鑑速)	白露祝儀	玉名	小代(写)	【増編大】23-340
41	年未詳8・1	義統	小代殿	白井越中守(鑑速)	白露祝儀	玉名	小代(写)	【増編大】23-341
42	(天正2年) 5・1	宗麟	宮司坊外4名	義統家督為祝	龜田	藤崎宮	【宗麟】4-1520	
43	(天正3年) 2・28	完麟	相良殿	(木上) 宗闇	相良	相良	【宗麟】5-1612	
44	天正3年3・11	宗麟	阿蘇殿	志賀常陸介	相良	阿蘇	【宗麟】5-1615	
45	天正3年12・11	宗麟	阿蘇殿	志賀安房守(親度)	相良	阿蘇(写)	【宗麟】5-1646	
46	(天正4年) 1・11	宗麟	城藏人大夫殿	志賀安房守(親度)	龜田	南雲文化研究所	『宗麟』5-1652	
47	天正4年6・10	完麟	上津浦上綾介殿	志賀安房入道(道源)	天草	神田	【宗麟】5-1661	
48	(天正4年) 12・26	宗麟	相良殿	志賀安房守(親度)	相良	相良	【宗麟】5-1666	
49	(天正4年) 12・26	宗麟	相良殿	志賀安房守(親度)	相良	相良	【宗麟】5-1667	
50	(天正4年) 12・26	義統	相良殿	志賀安房守(親度)	相良	相良	【増編大】23-430	
51	天正6・10	宗麟	志岐兵部入道殿	志賀安房入道(道源)	天草	志岐	【宗麟】5-1673	
52	(天正5年) 5・19	義統	相良殿	志賀安房入道(道源)	相良	相良	【増編大】23-459	
53	(天正6年) 1・29	義統	甲斐右衛門大夫殿	小田原左京亮	感狀	大友家文書録 (写)	『増編大』24-1	
54	(天正6年) 3・10	義統	小代殿	志賀安房入道(道源)	祝儀	玉名	小代(写)	【増編大】24-15
55	(天正6年) 3・12	三番	小代殿	(志賀) 道源	祝儀	玉名	小代	【宗麟】5-1709
56	年未詳3・13	義統	相良殿	志賀安房入道(道源)	今年祝儀	相良	相良	【増編大】24-19
57	(天正6年) 5・18	義統	城上経入道殿	志賀安房入道(道源)	福岡祝儀	遠田力	城上	【飛本】3-p 276
58	(天正6年) 8・23	義統	相良殿	志賀安房入道(道源)	家督祝儀	相良	相良	【増編大】24-198
59	年未詳12・2	義統	唐子三河入道殿	(志賀) 完應	相良	龜子木	【増編大】24-192	
60	(天正7年) 1・19	義統	鹿子木民部入道殿	志賀安房入道(道源)	龜田	龜子木	【増編大】24-165	
61	(天正7年) 4・22	義統	鹿子木少三郎殿	志賀安房入道(道源)	感狀	龜田	龜子木	【増編大】24-222
62	(天正7年) 10・14	義統	喜屋塙介殿	志賀安房入道(道源)	感狀	玉名	光熙寺	【増編大】24-306

63	(天正7年)	11・24	義統	相良殿	相良	相良	増編大	24-325	
64	(天正8年か)	2・11	義統	室原下総入道殿	(志賀) 道雲	室原	増編大	24-395	
65	(天正8年か)	2・21	義統	北里三河守殿	浦上長門入道(宗鉢)	北里	増編大	24-417	
66	(天正8年)	3・5	義統	鹿子木三河入道殿	志賀安房入道	龜田	鹿子木	増編大	25-7
67	(天正8年か)	8・8	義統	室原下総入道殿	志賀安房入道	阿蘇	室原	増編大	25-204
68	(天正8年か)	8・25	義統	鹿子木三河入道殿	志賀安房入道	鈴田	鹿子木	増編大	25-225
69	年未詳	8・20	義統	津野田吉千世殿	志賀安房入道	山本	津野田111	飛本	3-p 39
70	年未詳	2・11	義統	室原下総入道殿	(志賀) 道雲	山本	室原	増編大	26-411
71	年未詳	8・8	義統	室原下総入道殿	志賀安房入道	阿蘇	室原	増編大	26-508
72	(天正12年)	10・18	義統	仁田水左衛門大夫殿 外3名	志賀伊勢入道	阿蘇	阿蘇	『増編大』	26-567
73	(天正13年か)	6・6	義統	北里次郎左衛門駿殿	(浦上) 道冊	北里	北里	『増編大』	27-41
74	(天正13年頃)	7・2	義統	北里次郎左衛門駿殿	浦上長門入道(道冊)	阿蘇	北里	『増編大』	27-47
75	(天正14年)	11・19	義統	北里次郎左衛門駿殿	ひ	阿蘇	北里	『増編大』	27-317

添状発給者の太字は大友氏年齢である。

朽網宗歴については、それぞれ管見の限り一矢やつしか史料が確認できない。これは在任期間がいくつ短期間であつたがたぬといふような史料残存状況になつたといふよりは、臨時の、あるいは特別な事情があり発給された例外的なものであると思われ、恒常的な他国支配機構である方分の職務として発給されたものではないと考える。つまり、方分とは大友氏権力から特定地域(いわゆる場合国単位)に対する「固定した意思伝達ルート」であつたと想い」とがでよいか。したがつて、史料中に「方分」であることが明示されている入田氏・吉弘氏・臼杵氏に加え、大友氏権力からの「固定した意思伝達ルート」という観点から、肥後國方分は入田親廉、小原鑑元、志賀親守、吉弘鑑理、臼杵鑑速、志賀親度、志賀道輝の七名であると確定する。

それで、肥後國を方分抽出の分析対象として取り上げたのは、先行研究において他国における方分は国単位に設置されたいする外山説に対し、芥川氏が玉名郡では入田親廉→小原鑑元→臼杵鑑速、菊池郡では志賀親守が方分であつたと郡単位での方分が設置されていたとするのが肥後國だつたからであるが、【表②】を見る限り肥後國でも郡によく方分の相違はみられない。また肥後國方分吉弘鑑理の死去により新方分臼杵鑑速が任命されたいとを伝える書状には「肥州方分之儀至臼杵鑑速被 仰付

候」<sup>(14)</sup>（傍点筆者、以下同じ）とあることや、天正二年（一五七四）に肥前國方分曰杵鑑速の死去により新方分田原親賢が任命されたことを伝える書状には「鑑速今月八就御遠行、貴國御方分之事、親賢江被仰出候」とみられるることは、方分の設置が一国単位であつたことを示しているといえよう。

次に確定した肥後國方分それぞれの就任・在任期間・変遷はどうであったのか検討してみよう。先行研究における肥後國方分の初見は坂折秀家、朽網親満におくものもあるが、恒常的な大友氏権力の他国支配機構である方分として認められるのは入田親廉からである。入田氏は当主義鑑代の年寄であり、年寄としての活動は大永八年（一五二八）九月から確認されるが、入田氏の肥後國方分としての活動がいつ頃まで遡れるのか正確な年次は明らかにできない。ただし、当該期における肥後國での一連の政治・軍事情勢の変動が方分の設置と密接に関わっていたと考えられる。天文年間の肥後國では、守護菊池義国が守護所隈本を棄て亡命した天文初期から、天文十二年（一五四三）の大友義鑑肥後國守護職補任へと続く一連の政治事件が起つており、この一連の政治動向が大友氏の肥後國支配における一つの画期として考えられよう。おそらく肥後國における方分の設置も大友氏の勢力拡大にともない、この天文年間に行なわれたものとみて相違ないであろう。入田氏は天文十九年（一五五〇）二月の二階崩れの変の当事者として討伐されるので、入田氏の方分在任期間は天文十九年までと考えられる。その後任は小原鑑元であり、二階崩れの変後まもなく年寄となつた小原氏の政権中枢における活動は天文二一年（一五五二）三月まで確認され、その後小原氏は肥後國玉名郡閑城の城督として豊後府内を離れ現地へと赴任している。<sup>(15)</sup> この天文二一年までが小原氏の方分在任期間であり、後任の志賀親守との交代時期となろう。その志賀親守の方分在任は、親守が年寄として政権中枢から見えなくなる永禄五年（一五六二）六月頃までであると思われる。<sup>(16)</sup> 次の方分は吉弘鑑理であり、死去する元亀元年（一五七〇）まで「肥州方分」<sup>(17)</sup>であったことは前述の「相良家文書」から明らかであるが、方分としての目立った活動は確認できない。そして鑑理の死去により臼杵鑑速が肥後國方分に任命されている。吉弘氏同様、鑑速の方分としての活動もほとんど確認できないが、鑑速は死去する天正三年（一五七四）まで方分に在任していたと考える。<sup>(18)</sup> 後任は志賀親度であり、親度の方分在任期間はその年寄在

任期間と同じく天正四年（一五七六）二月頃までであろう。<sup>(20)</sup>その後は大友氏の肥後国支配が終わるまで志賀道輝が肥後国方分として確認できる。

ここまで肥後国の方分について、方分の確定、その変遷と在任期間について検討してきた。その結果、方分であることの条件としては現役の年寄であることに加えて、①史料中に「方分」であることが明記されていること、あるいは②大友氏権力からの「固定した意思伝達ルート」であること、が明らかになった。そして肥後国と同様の分析をして確定した他国における方分の一覧と変遷を示すと以下のようになる。（太字は史料中に方分と明記）

筑後 本庄親栄<sup>(21)</sup>・入田親廉・田北鑑生・戸次鑑連・田原親賢・朽網宗歷<sup>(23)</sup>

肥後 入田親廉・小原鑑元・志賀親守・吉弘鑑理<sup>(24)</sup>・白杵鑑速・志賀親度・志賀道輝

肥前 吉弘鑑理・白杵鑑速・田原親賢

筑前 白杵鑑続<sup>(25)</sup>・田北鑑生・吉弘鑑理・田原親賢

豊前 吉岡宗歟<sup>(26)</sup>・田原親賢・田原宗龜

以上、本章にて検討した方分の確定作業から得られたことにさらに付言して次章へと移りたい。まず、方分の交代理由は、方分が現役の年寄から任命されるということを考慮すれば当然と言えようが、方分自身の死去、あるいは政権中枢を離れて地方へと赴任すること、もしくは年寄を辞すということによるものであると考えられる。

次に他国における方分の設置時期であるが、肥後国の場合には天文年間の肥後国守護菊池氏の没落とそれに続く大友義鑑の肥後国守護職補任という大友氏の肥後国支配にとつての大転機となる政治事件と重なることは前述の通りである。このことは肥後国だけでなく、筑後国についても同様のことといえる。【表③】は天文十九年（一五五〇）に義鎮が家督に就任する以前の当主義長・義鑑代に筑後国に宛てられた大友氏当主発給文書の添状発給者が表記されている史料を蒐集したものである。【表③】から筑後国についても、年寄（方分）が当主の添状発給者として恒常的にみられるのは入田親廉からである。<sup>(27)</sup>筑後国につい

ては戦国初期から大友氏が守護職を保有していることもあり、從来一貫して大友氏の影響下にあつたと認識されがちであったが、筑後国に対する肥後菊池氏の影響力が守護である大友氏も無視しがたいほどのものであつたことが中村知裕氏により明らかにされている。<sup>(28)</sup> つまり、肥後・筑後両国においては、菊池氏の勢力後退が大友氏の領国支配にとつての転機となる政治事件であり、両国における大友氏勢力の大幅な拡大により恒常的な支配機構設置の必要性から方分の設置も同時に行われたものと考える。

しかし、大友氏当主の添状発給者として方分が史料上現われる案件の多くは、【表②・③】からそのほとんどが國衆から進物が到来した際に発給された礼状としてのものであった。大友氏

【表③】義鎮家督相続（天文十九年・一五〇〇年）以前の筑後国關係大友氏当主発給文書添状発給者一覧

番号	年月日	当主	宛 所	添状発給者	備考	出 典	刊 本
1	年未詳9・22	義長	甘木河内守殿 外2名	本庄伊賀守 (玄述)		筑後上妻	『増編大』14-198
2	年未詳9・12	義長	高良山大祝殿 參	豊前齊正忠 (親富)	知行安堵	鏡山	『増編大』14-251
3	年未詳11・27	義鑑	五条殿	本庄伊賀守 (親采)	知行宛行	五条	『増編大』16-187
4	(天文3年) 閏1・30	義鑑	五条鑑量殿	朽網彈正少弼		五条	『増編大』16-226
5	(天文3年) 3・11	義鑑	小河中務少輔 殿	入田丹後守 (親康)		筑後小川 (写)	『増編大』16-264
6	(天文3年) 7・3	義鑑	麦生遠江守殿	入田丹後守 (親康)		大友家文書 録(写)	『増編大』16-355
7	年未詳9・29	義鑑	三猪郡集中	田原近江守	祝儀	慶(写)	『増編大』17-56
8	(天文7年) 4・28	義鑑	五条殿	入田丹後守 (親康)	今年祝儀并就 筑前国分領屬 室中侯	五条	『増編大』17-160
9	(天文7年) 4・28	塩法師	五条殿	入田丹後守 (親康)	今年祝儀并就 筑前国分領屬 室中侯	五条	『宗麟』1-6
10	(天文12年) 10・26	義鑑	五条殿	入田丹後守 (親康)	就肥後國守護 職御判頂戴為 祝儀	五条	『増編大』18-136
11	(天文12年) 12・18	義鑑	三原和泉守殿	入田丹後守 (親康)	就肥後國守護 職御判頂戴為 祝儀	三原	『増編大』18-140
12	(天文16年) 11・19	義鑑	田尻又三郎殿	(田北) 鑑生		田尻48	『佐賀』7-p 91
13	(天文17年) 9・3	義鑑	田尻伯耆守殿	入田丹後守 (親康)		田尻49	『佐賀』7-p 92
14	年未詳12・15	義鑑	田尻伯耆守殿	入田丹後守 (親康)	就肥尾要害被 取候為祝儀	田尻52	『佐賀』7-p 94
15	年未詳2・5	義鑑	草野太郎殿	豊前大蔵少輔 白杵民部少輔 (長景)		筑後草野	『増編大』18-451
16	年未詳4・24	義鑑	五条殿	本庄伊賀守 (親采)	祝儀	五条	『増編大』18-467
17	年未詳12・17	義鑑	五条殿	本庄伊賀守 (親采)	祝儀	五条	『増編大』18-533
18	年未詳4・28	義鑑	五条殿	豊前美作入道 (永源)	礼状	五条127 (写)	『熊本』4-p 668
19	年未詳1・23	義鑑	五条殿	入田鍋留頭 (山下) 親就		五条152	『熊本』4-p 686
20	年未詳9・13	義鑑	五条殿	入田丹後守 (親康)		五条160	『熊本』4-p 690
21	年未詳5・13	義鑑	田尻伯耆守殿	入田丹後守 (親康)	至義之御字五 郎為持拂祝儀	田尻38	『佐賀』7-p 26
22	年未詳8・16	義鑑	高良山座主御坊	(臼杵) 親連		高良山座主 (写)	『久留米』7-p 74

原本は、『佐賀』は『佐賀県史料集成』、『久留米』は『久留米市史』である。  
また添状発給者の太字は大友氏年寄である。

がその従属する国衆から進物類を多く求めていたことは、永禄八年（一五六五）十月三日付で豊前国に派遣された検使が出立に際し当主宗麟から与えられた条々に「一、請直恩、奉公緩之事、付、年頭、八朔、歳暮、祝儀之事」<sup>(29)</sup>とあることからも理解できる。また天正六年（一五七八）に比定できる大友氏年寄佐伯宗天のものと思われる書状には、「從秋月種実年頭祝儀言上候哉、御両殿様、両御簾中様へ進物等之儀禮而被遂披露、御書被申請、御使者早々被差返」<sup>(30)</sup>とあり、筑前国衆秋月氏から大友氏に「年頭祝儀」の進物が到来したかどうか気にかけている様子を窺うことができる。このように国衆から進物を特に求めていることは、戦国大名大友氏に特徴的に多く見られる事例であり、こうした年中行事の儀礼を通じて毎年国衆に進物を催促し、その従属関係を確認するという行為が大友氏権力—国衆間の関係、すなわち国衆の自立性の高さ、大友氏の支配力の緩やかさを象徴的に示していると言えるのではないだろうか。

次章では、本章にて抽出した他国における方分がいかなる機能を果たしていたのか、具体的に検討していくことにする。

#### 註

- (1) その根拠は、豊臣政権による豊後改易後の大友氏が先例を調査させて作成させたとされる「当家筆法之抄条々」四九条（「大友義一氏家藏文書」『増編大』三一巻）に「宿老へ方分被仰付候事」と「宿老」（年寄）から「方分」を任命する際に発給される当主判物の形式が載せられていることによるものである。ただしこの形式により方分が任命されたという史料は現在のところ管見の限り見当たらぬ。なお、引用史料の表記は、以下『増編大』||『増補訂正編年大友史料』、『熊本』||『熊本縣史料』中世篇、『佐賀』||『佐賀縣史料集成』、『宗麟』||『大分縣先哲叢書大友宗麟資料集』、『大宰府』||『大宰府・太宰府天滿宮史料』とする。

- (2) 前掲外山『大名領国形成過程の研究』。

- (3) 福川一徳「大友宗麟関係人物事典」（芥川龍男編『大友宗麟のすべて』新人物往来社、一九八六年）。

- (4) 前掲橋本「大友氏の領国支配機構—方分の再検討—」。

- (5) 西村圭子「大友氏末期における筑前支配形態の変遷」(『大類伸博士喜寿記念史学論文集』日本女子大学史学研究会、一九六一年)。
- (6) 例えば、福川一徳氏はその仕事が「人物事典」ということもあり、方分と推定している人物の根拠となる史料を提示してはいない。
- (7) 方分に推定されている人物のうち、年寄でない人物を列举すると、田原親宏、柴田礼能、田原親家、吉弘鑑久、浦上宗鉄、吉弘鎮信、志賀伊勢入道、豊饒永源、葛西周防入道、一万田鑑実、木上宗閑、高橋紹運であり、これらの人物が大友氏政権中枢にて年寄連署奉書などに加判しているという事例はない。
- (8) 前掲芥川『豊後大友氏』。
- (9) 木村忠夫「耳川合戦と大友政権」(戦国大名論集七 木村忠夫編『九州大名の研究』吉川弘文館、一九八三年、初出は一九七二年)。
- (10) 「大友義一氏家藏文書」『増編大』三一卷。
- (11) 渡辺澄夫「北九州支配体制の完成と領国崩壊過程」(『大分県史』中世篇III、一九八七年)。
- (12) 「広福寺文書」一一号(『熊本』一卷一三三二頁)には、「殊統目御判形之事、方分迄被仰事共候、從親廉委細蒙仰候之条、是又早速致其調候」とあり、当時入田親廉が肥後國の方分であったことが理解できる。
- (13) 「相良家文書」(『増編大』二三卷三〇二号)の別紙追書には、「鑑理事長病相究、前七日死去候、就夫肥州方分之儀至臼杵鑑速被 仰付候」とあり、吉弘鑑理の死去により後任として臼杵鑑速が「肥州方分」に任命された旨が伝えられている。なお吉弘鑑理の没日は、堀本一繁「大友氏加判衆吉弘鑑理の没日」(『戦国史研究』三〇号、一九九五年)によれば、元亀元年(一五七〇)六月七日である。
- (14) (註13)「相良家文書」に同じ。
- (15) 「横岳文書」九三号(『佐賀』六巻二二五頁)。なお臼杵鑑速没年の年代比定は堀本一繁「龍造寺氏の戦国大名化と大友氏肥前支配の消長」(『日本歴史』五九八号、一九九八年)の(注四〇)を参照。
- (16) 入田親廉の年寄としての初見史料は「五条文書」(『増編大』十五卷三〇九号)である。
- (17) 小原鑑元の年寄としての終見史料は「野上文書」(『宗麟』一巻二四四号)である。

(18) 志賀親守の年寄としての終見史料は「蒲池文書」(『宗麟』二卷七一三号)である。

(19) 白井謹速の年寄としての終見史料は「五条文書」天正二年に比定される三月廿七日付大友氏年寄連署添状(『宗麟』四卷一五一八号)である。謹速は同年五月八日に死去するが、その直前まで年寄としての職務を務めている。

(20) 志賀親度(親慶)の年寄としての終見史料は「五条文書」(『宗麟』五卷一六五四号)である。

(21) 「太宰府天満宮文書」(『太宰府』十四卷三五三頁)。

(22) 「太宰府天満宮文書」(『太宰府』十五卷一〇三頁)。

(23) 「薦野家譜」(『増編大』二六卷五二七号)。

(24) (註15)に同じ。

(25) 「佐田文書」(『増編大』一一卷一一四号)。

(26) 「田原文書」(『増編大』一二四卷一二四号)。

(27) 筑後国における方分は、享禄四年(一五三一)霜月に筑後の国衆間注所氏が大友氏当主に対面した時の記録に「御老中御方分」がその場に同席したとあるのが初見史料(「問注所文書」『増編大』十八卷四三二号)であり、当時の方分が誰であるかは不明であるが、この頃すでに

筑後国方分が設置されていたことは確実である。そしてほぼ同時期のものと思われる「太宰府天満宮文書」(『太宰府』十四卷三五三頁)には、「本庄親榮方分与申」とあり、その当時の筑後国方分が本庄親榮であつたことがわかる。本庄親榮は享禄・天文年間初期に筑後国での活動が確認できるが、年寄として政権中枢での活動は確認できず、実際に筑後国へと現地に赴任した形跡も認められるため、「方分」ではあるが本稿にて明らかにする政権中枢にて活動する方分とは異なる「方分」初期の活動形態であつたと考える。

(28) 中村知裕「筑後における菊池氏の権力形成と大友氏の領国支配」(『福岡大学大学院論集』三二一一、二〇〇〇年)。

(29) 「大友家文書録」(『宗麟』三卷九二〇号)。

(30) 「薦野寺文書」(『増編大』一二四卷三二号)。

## 第二章 他国における方分の職務実態

### 第一節 方分の機能

第一章にて検討したように、他国における方分の機能は、大友氏当主発給文書の添状発給者として史料上に現われる大友氏権力からの「固定した意思伝達ルート」であることが第一に挙げられる。こうした「固定した意思伝達ルート」たる自己の職務を、方分自身が明確に自認していたことは次に挙げる筑後國方分戸次鑑連書状から理解できるだろう。

鎮定御息御契約之儀承候、雖斟酌深重候、遠方迄態蒙仰候条、任貴意候、鑑連事、當時御方角御進物取次可申之段、  
被仰付候、然者向後相当之儀、別而可申談之条、本望之至候、猶彼方可被申候、恐々謹言、

三月廿八日

五条殿 御報(1)

(戸次)鑑連(花押)

この書状にて戸次氏は担当國の國衆である五条氏に対して、自身の方分任命について「御方角御進物取次」を仰せ付けられた、という方分の「取次」役という役割、しかも前章にて指摘したように大友氏に特徴的に多くみられる「御進物」の「取次」役であるという職務認識を方分自身が明確に示しているのである。戸次氏同様に肥前國方分臼杵鑑連もその書状中にて担当國の國衆横岳氏に対し、「拙者事ハ、致承次進退之儀候間、兎角鎮貞御父子御用捨不可有別儀候」<sup>(2)</sup>と、自身が「承次」に任命されたので横岳(鎮貞)氏父子のことについては疎かに扱わない旨を伝えている。<sup>(3)</sup>この史料に関して從来の先行研究では、「方分」の別称として「承次」が使用されている点にしか着目していないが、この「承次」とは文字通りに「取次」役である、という自己の職務認識を方分自身が明確に表現したものとして捉えるべきであろう。

こうした「取次」役たる方分の役割は、大友氏権力からの「固定した意思伝達ルート」としての役割のみならず、大友氏権力への上申ルートとしての機能も果たしていた。

一、從御三人可被遂言上儀共、今程御方分不被相定之由候之条、其間之儀、於御座所、誰一人曉被仰付、聊不相滯様  
御分別可為肝心之由、今度堅奉遂言上候事。<sup>(4)</sup>

この史料は、天正八年（一五八〇）十月廿四日に大友氏重臣高橋主膳入道紹運・戸次伯耆入道道雪が筑後の国衆五条氏・津江氏らに宛てた連署起請文の条文第三条である。天正八年当时筑後国では「御方分」が定まつてないために、五条氏・津江氏ら「御三人」から大友氏側へ「言上儀」があつたとしても滞りが生じるような状況にあつた。そのため高橋・戸次両氏は、方分を任命するよう「御座所」（大友氏当主）に進言すべき事を起請文に誓つている。ここにある「言上儀」がいかなる内容のものを指しているのか、それに方分がどのように関わっていたのか、これだけでは明らかにし得ないが、方分が国衆から大友氏権力への上申ルートとして重要な役割を担つていたことは明らかであろう。

したがつて、他国における方分は、「取次」役として大友氏権力—国衆間において大友氏権力からの意思伝達だけでなく、国衆側から大友氏権力への上申ルートとしての役割も担つていたのである。

## 第二節 大友氏権力への「奏者」方分

本節では、国衆から大友氏権力への訴訟の過程における取次役たる方分の機能と実態について検討していくが、ここではこうした訴訟の窓口となり案件を大友氏当主へと取り次ぐ取次役としての方分を、以下便宜上「奏者」と称することにする。<sup>(5)</sup>

次に挙げる史料は、永禄年間（一五五八—一五七〇）のものと考えられる太宰府社官法印信寛が大友氏権力へ訴訟を起こした際の申状の箇条書第二条である。

一大鳥居事者、去時分如申、御社奉行又者郡代及茂不申上候、御方分様一篇之儀候、此等之趣一社中へ茂申渡候、御方分様へ社家衆申上時者、為留守所、或副狀、或以一人、申上旧例ニ候。<sup>(6)</sup>

この訴訟に関する具体的な内容は明らかでないが、ここで注目すべきは訴訟を起こす際に、「御社奉行」、「郡代」という

他の訴訟ルートが選択肢として存在するにも関わらず、「御方分様一篇之儀候」と、唯一「御方分様」を大友氏当主への奏者として選択している点である。つまり、大友氏当主への「奏者」となる立場の人物はいくつか存在するが、その「奏者」を選択するのは訴訟を起こす側であつたのである。また方分を奏者として訴訟を起こす時には、太宰府「留守所」が「副状」を添えるか、使者を派遣するということが「旧例」であると、その手続の作法が定められていることは、方分を奏者とする訴訟は頻繁に行なわれていたことを窺わせるものであろう。このようなことから、訴訟を起こす側にとつて奏者たる方分は、自己の要求実現を可能にしてくれる存在として、特に重要な存在と目されていたと考えられる。

さらに国衆から大友氏権力への訴訟に奏者たる方分がどのように関わっていたのか具体的に検討してみよう。

追而、鑑速今月八就御遠行、貴國御方分之事、親賢江被仰出候、其故、彼御判之事茂、賢へ申入渡申候、重而賢へ可被仰入候、將又彼御判御給之段、御密々肝要候、自然人々存候へは、無実所侘言之儀共、不可然之由御内々ニ候、貞へも此由可有御入魂候、委者御使へ申仲候、此外不申候、

如芳翰、去年御在国之間、切々得尊意候、于今本望存候、殊鎮貞御申事之儀、鑑速以御取合、御成就、珍重候、御証判之儀、速江被預置候、於于今者、可有御頂戴之由、尤ニ存、令披露候之處、被成、御分別之由、被仰出候、御方分之儀、親賢仰御蒙之条、賢江申入、彼御使江渡申候、委細彼方可被達之条、抛愚筆候、恐々謹言、

五月廿四日

(7)

(葛西)宗笠(花押)

天建寺  
參御報

この史料は、天正二年(一五七四)に比定される肥前の国衆横岳氏の訴訟に関するものであり、横岳氏が豊後に派遣した使僧天建寺に対し大友氏当主側近葛西宗笠が宛てた書状である。同日付ではぼ同内容の書状が横岳氏に対しても、葛西宗笠<sup>(8)</sup>と、肥前國分田原親賢<sup>(9)</sup>から出されている。さて、この葛西宗笠書状では、横岳鎮貞の「御申事之儀」について肥前國方分臼杵鑑速が奏者として大友氏当主に「御取合」した結果、当主の判物が発給されたが、その判物はすぐさま横岳氏のもとへもたらされ

るのではなく、臼杵氏が保管している旨が報じられている。そうした状態にあつた当主判物は、当主側近葛西氏が当主に「披露」したことにより、横岳氏が「御頂戴」してもよいという当主の許可を得た結果、ようやく横岳氏のもとへ渡されることが伝えられている。

ただし、その判物は当主に披露した側近葛西氏が横岳氏に渡すではなく、臼杵氏に替わり新方分となつた田原親賢を経由して横岳氏の使者に渡されている。この訴訟における方分の役割は、まず奏者として当主判物の発給を実現した旧方分臼杵氏と、発給された判物を横岳氏の使者に渡した新方分田原氏の行動にみることができる。つまり、訴訟に関する担当地域の方分の役割は、訴訟を起こす者に対する直接の窓口となり、奏者として当主に取り次ぐこと、そして発給された当主判物を受益者に渡すことにあるのである。

したがつて、他国においては、大友氏権力—國衆間の公的なルートとして、方分が大友氏権力からの「固定した意思伝達ルート」となり、また訴訟の奏者となるのが基本であったのである。そしてこうした取次役となる担当國の方分を抜きにしては、他国における大友氏権力—國衆の間での意思疎通は円滑に行なえなかつたと考える。

またこの事例において注目すべきは、大友氏当主と横岳氏との間には方分臼杵・田原氏、当主側近葛西氏と政治的立場の異なる大友氏家臣がそれぞれの立場から取次に介在していることである。ここに政権中枢では國衆—奏者方分—大友氏当主という取次ルートの間に、さらに当主側近が介在するという取次の重層性が指摘できる。ただし、ここで当主側近の役割は、奏者たる方分と当主の間に介在し、当主へと案件を披露することが主たる役割であり、それは奏者である方分—当主間における取次役にとどまつたものと考える。

次節では、方分が取次役として活動する場が政権中枢である、という点に着目してさらに方分の役割を具体的に明らかにしたい。

### 第三節 大友氏権力の文書発給における方分

方分の最大の特徴は、政権中枢の最高位にある現役の年寄が（他国においては）おののおの一国ずつ分担して領域支配を担当したという点にあろう。しかし、従来の先行研究では、この政権中枢における年寄たる方分の役割についてはまったく明らかにされていないのである。前述したように他国における方分の機能は取次役を第一としたものであり、訴訟時には担当国の國衆の奏者として重要な役割を果たしていた。ここではさらに政権中枢における取次役たる方分の実態を明確にしたい。

次に挙げる史料は、永禄元年（一五五八）に太宰府天満宮の社官大鳥居氏が筑後国社領の安堵を求めて大友氏へ訴訟を起こした様子について、訴訟に関った太宰府側の社官が記したと考えられる記録の一部である。

然者二、三日中ニ長吉房豊州へ差登せ、先例之趣をこまくと可申上候、（中略）曰杵ニ罷着、当國御方分田北殿ニ付奉願候、  
 彼内者木付大炊助今備前守鑑盛機嫌をとり候て種々申候間、筑後国社領之御書、御方分之御状請取候、屋形様御対面之事、殊外忝候て播□日候、祇候之時茂諸国之雜掌同前ニハをかれす候て、御談合所之次間ニめしをかれ候よし申候、是も御神慮にて候、先々筑後成就候て十月十七日ニ帰宿候、在府三十四、五日之内ニ御書・御奉書相調候事神變不思儀之由、國中之衆被仰候。<sup>(10)</sup>

大鳥居氏は、訴訟のために使僧「長吉房」を豊後に派遣しており、長吉房は當時大友氏の政庁都市であり当主が居住していた「臼杵」へと赴き、訴訟を起こしている。この時に長吉房が奏者として選び頼ったのが「当國御方分田北殿」、すなわち筑後國方分田北鑑生であった。その際に、方分田北氏の「内者」である木付鑑盛も長吉房のために種々取り計らっている事実は興味深い。こうした方分田北氏とその「内者」木付氏が長吉房のために奔走した結果、無事筑後国社領を安堵する旨の当主義鎮の「御書」と「御方分之御状」が発給されている。

この訴訟につき注目すべきは次の二点であろう。第一に長吉坊が訴訟のために臼杵に滞在したのは、「在庄三十四、五日」という期間であったことである。この三十数日間に文書が発給されるということは、「神變不思儀之由」であると

他の者たちに噂されるほど、通常では考えられない驚くべき早さであり、異例の短期間のうちに長吉房は文書の獲得に成功しているのである。このように長吉房が異例の速さで文書を獲得できたのは、ひとえに奏者として選択した方分田北氏の奔走によるものが大きかったためであろう。訴訟の際に奏者を選択するのは、訴訟を起こす側にあつたことは先に指摘したが、奏者の選択を誤れば、訴訟のために派遣された使者たちはおそらく長期間に亘り豈後府内なり臼杵に滞在を余儀なくされたのである。

第一にこの史料では、長吉房が獲得した「御書」・「御方分之御状」のことを「御書」「御奉書」と言い換えていた点である。「御書」とは、永祿元年（一五五八）十月三日付で発給された大友義鎮安堵状のことであり、<sup>(11)</sup>「御方分之御状」とは義鎮安堵状の文末にある「猶田北大和守可申候」という文言を受けて発給された同年十月七日付の方分田北鑑生添状のことである。<sup>(12)</sup>この「御方分之御状」（田北鑑生添状）を、文書の受給者側では「御奉書」と言い換えるほど、方分の発給した添状を重要視しているのである。一般に大友氏権力において「奉書」と称すのは、年寄たちが連署して発給する年寄連署奉書のことであり、そして大友氏当主が発給する所領安堵状の文末に添状発給者が記されることは異例のことである。しかし、このようにわざわざ方分の添状が付されたのは、それだけこの訴訟に関して方分が深く関与しており、受益者の訴訟に親身になり奔走していたことを如実に物語っていることの裏返しと捉えられよう。

さらにもう一例、政権中枢における方分の活動を示す史料を挙げよう。

如仰今年之御慶重賀、猶更不可有際限候、仍於豊前表兩年之御軍勞、更難述紙面候、別而御心懸之次第、銘々達上聞候之条、御感不斜候、然者守部跡之内少々御取合申度覺悟候而、度々令披露候之間、屋刑様過半御納得之分候處、從御簾中様御口能之子細候之条、不及了見候、併右御闕地之内寒田六町分之事、漸申調候、津江鑑盛被仰談、三町宛先々御知行專一候、早々御判調雖可進候、彼地計者餘細少分之儀候之間、必急度可有御雜霧之餘、於筑前国一所申加、御外聞実儀可然様、涯分可致取合候、鑑理別而添心被申候、為御存知候、猶大淵兵部少輔方可有口達之条、閲筆候、恐々謹言、

(永禄六年)二月八日

五条殿

御報<sup>(13)</sup>

これは永禄六年(一五六三)に比定される筑後國方分戸次鑑連が國衆五条氏に宛てた書状である。書状では、五条氏の軍労に対する所領が与えられるよう戸次氏が種々奔走している様子が述べられている。この書状にて注目すべきは、戸次氏が五条氏のために、必ず「御雜霧」の際には筑前国において「一所」を工面し、五条氏の面目が立つようになることを約束している点である。「御雜霧」(御雜務)とは、大友氏当主臨席の合議、あるいは案件について当主の裁許を得る場を指すと考えられるが、その場にて方分である戸次氏が担当國の國衆である五条氏のために恩賞宛行の提案をするのである。さらに、その所領が筑前国にあることから筑前國方分である「鑑理」(吉弘鑑理)も「添心」(協力)している旨を付け加えている。つまり、担当國の案件に関して、方分は合議の際に提案者となつており、文書(当主判物)発給に際し大きく関与していたことがわかる。

以上から、大友政権中枢において、大友氏権力の文書発給(当主判物)には担当國の方分が文書発給を左右するほど大きな权限・発言力を握っていたということができよう。すなわち方分は、担当國に対する文書の発給・受給の過程に関与しており、また領國經營や訴訟の裁判を議する合議の場では案件に関して提案者となつており、その結果担当國の方分を抜きにしてその國に関する大友氏権力の文書が発給されることはなかつたのである。

こうした大友氏権力における文書発給時の方分の強大な权限に着目してか、方分—担当國の國衆間ににおいて私的な契約關係が結ばれている事例もみられる。<sup>(14)</sup>ここで、本章第一節にて引用した史料の一部を再び引用してみることにする。

鎮定御息御契約之儀承候、雖斟酌深重候、遠方迄態蒙仰候條、任貴意候、鑑連事、當時御方角御進物取次可申之段、被仰付候、<sup>(15)</sup>

この史料は、筑後國方分戸次鑑連が自身の方分任命について國衆五条鎮定に対し伝えたものである。この書状にて注目す

べきは、戸次氏が（五条）鎮定「御息」との「契約之儀」を承った旨を伝えている点である。それでは、その「契約之儀」とは具体的にはどういうことなのであろうか。この「契約之儀」については、別の書状で戸次氏が「御息御名之事承候・雖斟酌深重候、強而蒙仰候條、千寿丸殿懇御意候」<sup>(16)</sup>と述べていることから、五条氏「御息」の童名「千寿丸」を戸次氏が名付けたことが「契約之儀」の内容である。同様の事例として、筑後の国衆草野氏と方分入田親廉間での「御二男字之事」<sup>(17)</sup>、天満宮大鳥居氏と筑前國方分白杵鑑統間での「御息房童殿袴着之事」<sup>(18)</sup>などが確認できる。

こうした「契約之儀」では何れの場合でも方分と契約関係を結ぶのが国衆本人ではなく、その「御息」である。しかもその契約の内容は、方分が「御息」の童名を名付けること・袴着親になることであった。<sup>(19)</sup>しかし方分とそうした手段を用いて特別な関係を築いた「御息」たちも、元服時には大友氏当主から一字を拝領することにより、当主と直接主従関係を形成している。<sup>(20)</sup>ここで重要なのは、当主と主従関係を形成する儀礼である元服以前に袴着・童名などの「契約」関係をわざわざ国衆たちが方分と結んでいることである。第一章にて確認したように、方分は職制であり、その交代は突然かつ頻繁に行われるものであり、また世襲されるものでもなかつた。すなわち、方分と特定の国に対する関係は、在職中を除き、固定的なものではなかつたのである。にもかかわらず、こうした特別な関係を築いているのは、今後の自己の進退、訴訟などに関して、事を最も有利に運んでくれるのが方分であるという国衆たちの主体的な判断からであつたと考える。

#### 註

- (1) 「五条文書」一八三号（『熊本』四巻七〇四頁）。
- (2) 「横岳文書」（『増編大』二一巻一七号）。
- (3) 前掲外山『大名領国形成過程の研究』五八七頁。
- (4) 「五条文書」二五一号（『熊本』四巻七四九頁）。

(5) 「奏者」とは、通常主君に案件を直接披露する人のことを指すが、ここでいう「奏者」とは、訴訟に関して方分が國衆との窓口となり訴訟を受理し、(当主側近層を介する場合も含めて)大友氏当主へと案件を取り次ぐという一連の取次行為を意味して「奏者」という語を使用している。

- (6) 「太宰府天満宮文書」(『太宰府』十五巻三一九頁)。
- (7) 「横岳文書」九三号(『佐賀』六巻二二五頁)。
- (8) 「横岳文書」一八二号(『佐賀』六巻二八五頁)。
- (9) 「横岳文書」一七七号。(『佐賀』六巻一八二頁)。
- (10) 「太宰府天満宮文書」(『太宰府』十五巻一〇三頁)。
- (11) 「大鳥居文書」(『太宰府』十五巻二二頁)。
- (12) 「大鳥居文書」(『太宰府』十五巻二二頁)。
- (13) 「五条文書」一七八号(『熊本』四巻七〇〇頁)。
- (14) 大友氏家臣相互間において、私的な保護・被保護関係である与力契約関係が結ばれていたことは、桑波田興「大友氏家臣団についての一考察」(戦国大名論集七 木村忠夫編『九州大名の研究』吉川弘文館、一九八三年、初出は一九六一年)を参照。
- (15) (註1)に同じ。
- (16) 「五条文書」一八五号(『熊本』四巻七〇五頁)。
- (17) 「草野文書」(『増編大』十八巻五一三号)。
- (18) 「西高辻文書」(『増編大』二一巻三七号)。
- (19) 褒儀とは、幼児から兒童に成長することを祝つてはじめて袴をつける儀式であり、武家では着袴親は父または親戚の宿望ある者が勤めるほど、当事者と着袴親となる者との関係は特別なものであつた。
- (20) 加藤秀幸「一字書出と官途(受領)挙状の混淆について」(『古文書研究』五号、一九七一年)によれば、武家社会において、元服とは童名が通称に変わり、諱が命名され、一人前として主君に初出仕することであるとされる。

## おわりに

本稿にて明らかにしたことの簡単な整理して結びとしたい。

戦国期大友氏独自の領域支配機構の一つである方分とは、本国以外の他国では政権中枢における年寄が一国ごとにその担当国を分担して設置された、大友氏権力—國衆間における「取次」役であった。他国における取次役たる方分は、大友氏権力からの「固定した意思伝達ルート」としての役割が第一の職務であり、一方方分は國衆から大友氏権力への訴訟の際には奏者となり案件を当主へと取り次いでいた。そしてその際、政権中枢における方分の権限は当主判物の発給を左右するほど大きなものであつた。したがつて、他国においては取次役たる担当國の方分が介在することなしには、大友氏権力—國衆間における意思疎通が円滑に行なわれることはなかつたと考える。

他国における方分の最大の特徴は、現役の年寄が政権中枢にて一国ごとに「取次」役として担当国を分担したという点であり、方分が現役の年寄である以上その担当国に赴任する事は基本的にはなかつたと考える。従来の先行研究では、この点についてあまり考慮されていなかつたが、「城督」等の現地機関とは明確に区別すべき問題であろう。そして政権中枢にある方分は、外山氏が言う室町期の守護代の系譜をひいているものとは言えず、またその設置時期が筑後・肥後国では菊池氏勢力の後退時期、豊前・筑前では大内氏滅亡後とほぼ一致することから、戦国期になり新たに設けられた他国支配機構なのである。特に方分設置時期が義鑑代の天文年間に求められたことは、三重野誠<sup>(1)</sup>氏が本国における大友氏の地域支配の展開を天文年間に求めているのと一致して興味深く、本国・他国ともに戦国大名大友氏にとってこの天文年間が大きな質的転換を遂げた時期であつたのではないだろうか。

冒頭で述べたが、戦国期の大友氏がそれ以前と大きく異なるのは、やはり他国へとその領国を拡大した点であろう。近年の戦国大名研究において、大名領国に存在し、独自の領域支配権を確立していた國衆の存在と大名権力との関係が問題となつて

おり、こうした問題に関する最も代表的なものが、主に関東後北条氏領国を中心に検討している黒田基樹氏の一連の研究である。<sup>(2)</sup> 黒田氏は、そうした独立性の強い國衆が、大名領国の外縁部（主に大名の本国ではなく他国）に存在することに着目し研究成果を蓄積させつつあるが、それは関東の大名のみならず、九州大名である大友氏領国においても同様であろう。

本稿にて明らかにした他国における方分とは、こうした独立性の強い他国における國衆と大友氏権力とを結ぶ取次役であつたのである。つまり、戦国期大友氏の他国支配は、こうした國衆との取次役である方分が政権中枢にあり、そして臨時に大友氏当主から直接、特定の命令を帯びて「檢使」が派遣され、現地には特に要地に「城督」が設置され、またところによつては室町期以来の「郡代」も置かれていた、という支配体制であつたのである。したがつて、方分と現地における大友氏権力の地域支配機構である「城督」「郡代」との関係であるが、方分の職務の第一が國衆との取次役にある以上、方分——「城督」「郡代」間における指揮命令系統は存在しなかつたと考える。そして従来の先行研究が方分の権限として指摘する①行政権、②司法警察権、③軍事指揮権などの権限は、場合によつては与えられることもあつたであろう付加的権限としてのものであつたと考える。<sup>(3)</sup>

取次役である方分が、年寄のなかから一国ごとに設置され、その方分が発給する文書には國衆の進物到来を賀す礼状が多いのは大友氏に特徴的なことであり、このことは大友氏権力——國衆との関係を考え上で興味深く、今後大友氏の他国支配を考える上で大いに参考とすべき問題であると考える。今後はこうした他国における大友氏権力——國衆の関係をさらに検討すること、また「城督」「郡代」などの地域支配機構の実態を明らかにすることが、大友氏の他国支配、ひいては当該期の九州の政治史を解明するためには必要なことであろう。また本稿では検討しなかつた本国における「方分」の機能と実態は今後検討を要する課題であると考える。

(1) 前掲三重野『大名領国支配の構造』(二六九頁)は、政所・檢使という地域支配機構の機能と変遷を検討した結果、大友氏における地域支配の展開を天文年間に置いている。また、大友領国下において「城誘」という文言が見られるのも天文年間であり、そして守護職に関するもの義鑑代以降は安堵の御教書さえ必要としなくなることを明らかにしている。その結果、戦国期の大友氏における大きな転換点を二〇代義鑑から二一代義鎮にかけてのいわゆる天文年間に比定することが可能になるのではないか、と指摘している。

(2) 黒田基樹『戦国大名と外様国衆』(文献出版、一九九七年)、同『戦国期東国の大名と国衆』(岩田書院、二〇〇一年)など。

(3) 本国における方分の初見は、明応四年(一四五五)の国東郡における市河親清(「永弘文書」『増編大』十二巻四六二号)であり、また戦国末期である天正十二年(一五六四)卯月三日付大友府蘭条々覚(「大友文書」『宗麟』五巻一八四七号)にも「方分」がみられ、それには「一、一郡同諸郷庄公事沙汰令出来、以間目之上、闕地等於有之者、方分并役所へ被申付、裁判之人被任申旨、堅固可被加下知事」とあり、外山幹夫氏が方分の権限の第一として挙げる行政権の根拠とする史料である。こうした本国豊後内における「方分」と、本稿にて明らかにした他国における取次役たる方分の機能と実態の相違は從来の研究においてはまったく考慮されていなかつたが、明確に区別すべきであろう。

(付記)本稿は、平成十五年一月に熊本大学大学院文学研究科へ提出した修士論文「戦国大名大友氏の権力構造と領域支配」の一部を修正・加筆したものである。

(熊本市西子飼町九一一コープ賀久二〇六号室)